

老人施設部会ニュース「7-35」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. ケアプラン連携の普及率、40年に全自治体で3割以上に 政府・会議
 2. 中山間・人口減少地域で社会福祉連携推進法人の活用促進へ 社保審
 3. 要介護1・2の入居者に週21回以上の訪問介護提供 厚労省
-

1. ケアプラン連携の普及率、40年に全自治体で3割以上に 政府・会議

- ・政府が14日に開いた「新しい資本主義実現会議」で、厚生労働省は介護分野の省力化投資促進プランの案として、ケアプランデータ連携システムを利用する事業者の割合を2040年に全市区町村で3割以上とするなどのKPI（成果目標）を示した。
- ・ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所でケアプランのデータを共有し業務の効率化を図るもので、23年4月に本格稼働した。
- ・23年時点で同システムを利用する事業者が存在する市区町村は40%程度。厚労省の省力化投資促進プランでは、26年に全国の市区町村の半数で同システムの普及率3割以上を目指す。40年には3割以上の普及率を全市区町村で達成するとした。
- ・政府の新しい資本主義実現会議では「賃上げこそが成長戦略の要」だとし、中小企業の賃上げを加速させるため、医療や介護を含めた12業種で省力化投資促進プランを策定する。政府はこのプランを実行し、省力化による生産性の向上を促すため、29年度までの5年間で約60兆円の投資を官民で実現する方針も示した。
- ・厚労省が提示した介護分野の省力化投資促進プランの案では、介護テクノロジーの活用を主導するデジタル中核人材の育成数を23年時点の500人から、29年には1万人に増やす目標も掲げた。また、ICTや介護ロボットなどの導入事業者の割合は23年の29%から、29年には90%に引き上げる。
- ・そのほか、生産性向上の取り組みが先行する介護老人保健施設や介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護の指定施設では、柔軟な人員配置による業務効率化の指標として、人員配置の変化率を29年に8.1%、40年には33.2%とする目標も設定した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○新しい資本主義実現会議（第34回）令和7年5月14日（水）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai34/gijisidai.html

2. 中山間・人口減少地域で社会福祉連携推進法人の活用促進へ 社保審

- ・厚生労働省は 19 日の社会保障審議会・介護保険部会で、中山間・人口減少地域で社会福祉連携推進法人の仕組みをさらに活用することなどを論点として示した。この法人制度の導入を後押しし、法人の連携による経営の効率化や人材の確保・育成を進めたい考えで、生産性向上のための「一丁目一番地」は協働化・大規模化だという意見が委員からあがった。
- ・この日の部会では、サービス需要の変化に応じた提供体制の構築などがテーマとなり、厚労省は「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」の 3 つの地域ごとに論点を提示した。このうち、中山間・人口減少地域に関して、公益的な取り組みを行う社会福祉法人のうち、地域に残り続けて他の地域の小規模な事業者と連携し、間接業務を引き受けて協働化に取り組んでいくような連携を主導する法人への支援に加え、社会福祉連携推進法人の仕組みの一層の活用を論点などに挙げた。
- ・社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人などが社員となり福祉サービス事業者間の連携や協働を図るための取り組みを行う。同じ目的意識を持つ法人がそれぞれの自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能となる。2022 年 4 月に制度が創設され、25 年 3 月末時点で全国に 30 法人ある。
- ・政府が 23 年 12 月に閣議決定した社会保障の改革工程には、介護事業者の経営の協働化や大規模化を進めるため社会福祉連携推進法人の活用を促進する方針が盛り込まれている。厚労省は介護需要の減少が始まっている中山間・人口減少地域での活用を推し進めたい考え。
- ・社会福祉連携推進法人のさらなる活用に異論はなかった。佐藤主光委員（一橋大学国際・公共政策大学院、大学院経済学研究科教授）は「生産性向上の一丁目一番地は協働化・大規模化をどう進めていくかだ」と指摘。市町村や大規模な社会福祉法人がリーダーシップを取って推進していくべきだとした。ほかにも、事業者の協働化・大規模化や事業者間の連携による効率化や負担軽減について中小法人にも受け入れられるように進めるべきだというという指摘もあった。
- ・厚労省はこの日、中山間・人口減少地域での配置基準の弾力化も論点として示したが、慎重に検討するよう求める意見が前回に続いて出た。部会では引き続き議論を進める。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 120 回社会保障審議会介護保険部会の資料について 令和 7 年 5 月 19 日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57936.html

3. 要介護1・2の入居者に週21回以上の訪問介護提供 厚労省

- ・厚生労働省は19日、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）や介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームで週21回以上（1日当たり3回以上）訪問介護を利用している要介護1・2の入居者が2割前後あったとする調査結果を公表した。
- ・調査は、2024年度の老健事業で実施されたもの。全国のサ高住999カ所に入居する要介護者のうち、週21回以上の訪問介護を利用している人は平均19.2%で、要介護の入居者全てが週21回以上利用している所も4.0%あった。
- ・住宅型老人ホーム915カ所では、週21回以上訪問介護を利用している要介護者の割合は平均27.7%。要介護の入居者全てが週21回以上利用している所も7.2%あった。
- ・週21回以上の訪問介護を利用している人を要介護度別に見たところ、要介護1・2の入居者はサ高住（4,504人）で23.2%、住宅型有料老人ホーム（4,846人）では18.5%を占め、比較的要介護度が低い人に対しても、1日3回以上の訪問介護を一定数提供している実態が明らかになった。
- ・また、要介護者のうち区分支給限度額を超えて介護保険サービスを利用している割合はサ高住で平均4.7%、住宅型有料老人ホームで平均3.4%だった。これを要介護度別に見たところ、サ高住（975カ所）では、要介護1で11.8%、要介護2で20.8%を占めた。一方、住宅型有料老人ホーム（452カ所）では、要介護1で13.5%、要介護2で19.2%が区分支給限度額を超えていた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第3回）
の資料について 令和7年5月19日（月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57904.html